

第 241 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 241 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 24 年 11 月 16 日（金）14：11～14：36
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 航空交通管制機器等保守業務（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林主査、井熊副主査、尾花副主査、逢見専門委員、佐藤専門委員、宮崎専門委員

（国土交通省）

航空局 交通管制部 管制技術課 鏡 課長、坂上調査官

（事務局）

後藤参事官、古矢参事官

○小林主査 それでは、ただいまから、第241回「入札監理小委員会」を開催いたします。
本日は、国土交通省の「航空交通管制機器等保守業務」の実施要項（案）の審議を行います。

国土交通省航空局交通管制部管制技術課、鏡課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。

御説明は、15分程度でお願いいたします。

○鏡課長 国土交通省航空局管制技術課長の鏡でございます。

それでは、パブコメの実施状況あるいは実施要綱の変更点について御説明をさせていただきます。

お手元に資料としても実施要綱を配付してございますけれども、前回の審議結果を反映させていただきまして、2点の修正を加えさせていただきました。

事業者が保守技術者に試験を行って、専門能力の合格という証明を出すことを求めておりましたけれども、履修証明書の提出と変更いたしました。

2点目は「過失」という表現を使っておりましたけれども、契約書と同じく「重大な過失」ということで、実施要綱の当該部分を変更したところでございます。

その2点の変更の内容でございます。

10月26日金曜日から先週、11月9日金曜日の2週間、パブコメを実施いたしまして、結果的にはパブコメの意見の提出はございませんでした。

この間、今まで私どもがやっておりました周知活動といたしましては、応札可能と思われるメーカーでありますとか工事業者等、23社に個別に実施要綱の内容等について情報提供をしたところでございます。

また、航空の専門誌といたしまして、『航空ニュース』という媒体がございますけれども、そこに昨年度と同様にパブコメを実施しているということの記事を掲載していただきました。

あとは、東京・大阪の両地方航空局のホームページでパブコメの実施をお知らせしたこと。これは今年度からの取り組みでございます。

さらに、従来、本省と地方局によく出入りをさせていただき事業者等に対してこの事業についての情報提供をしてきたものでございますけれども、今年度からは現地の空港事務所でも、同じく出入りの事業者へ情報提供を行ってきたという周知活動を行ったところでございます。

以上が実施要綱の変更点並びにパブコメの実施状況ということで御報告させていただきます。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要綱（案）につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見専門委員 まず、前回審議を踏まえて何点かの修正がございますけれども、これは

大体、当委員会の指摘が反映されたものと受けとめております。

あと、パブリックコメントで1件もなかったということで、その部分は、一者応札で、なかなか新規参入の企業がないというのが課題ですけれども、やはりパブコメで何もないということは、やや心配があるというところがあるのです。だから、これから一者応札を解消するためにどういう取り組みを今後すべきかが課題になると思います。

そういった点では、まず、事前説明会に多くの企業に参加してもらい呼びかけをすることと、国がある程度、事業者をサポートしていく、育てていくということで、多分、専門能力がなくて、それを抱えきれていないために躊躇しているところについては、できるだけ国も専門能力を高めるためのサポートをしますよということを示すことが必要なのかなと思います。

あと、専門能力の証明ですけれども、今回の修正でレポート、履修証明でいいということにはなっているのですが、こういう能力は公務員時代に取得して、そういう人を雇わないとなかなか人を確保できないのではないかという、思い込みかもしれないのですけれども、そういう疑念があって、やはり透明性を高めるためにはそういう部分の疑念も払拭する必要がありますのだからと思います。

そういう意味では、専門能力を持った人がやらなければいけないと、これは当然ですけれども、しかし、他方でこれを入札参加資格として民間業者が自分のところでちゃんということ証明しなさいということだけでいいのかどうか。もう少し工夫する余地があるのかどうか。ここがちょっとまだ論点として残るのかなと思っています。

○宮崎専門委員　そういう意味では、前回はコメントを申し上げたところですが、今回は、入札参加資格として、専門資格と履修を行ったということで、参加資格という整理になっておりますが、今後ぜひ、一者応札解消に向けて検討いただきたいこととしては、履修証明をもって入札参加資格というよりは、民間事業者を少し参入できるように育成していくための取り組みの1つとして、具体的にどう保守するかということの提案書とかをこの評価の中に書いてもらって、加点評価としていくことによって、例えば事業者さんが新しく入ろうとしているところが自分の身につけた技術で十分できるものなのかどうかという評価を国の側からも受けることによって、少し入りやすくする、環境を整備するとか。出す技術評価の提案書のひな形の中には、こういった特に留意点があれば、国の側もこういう点に留意した上でどのように保守するかを記載するよというか、そういったものをつけていくことによって徐々に浸透ではないですけれども、民間の育成にはなっていくと思いますので、参加資格基礎点というよりは、加点にしていくことも検討いただくと、より民間業者の育成には資するのではないかと思います。

○小林主査　今のところは、入札の参加資格として設定するということになる、その部分が今のところちょっとブラックボックスといいますか、囲い込まれている形でオープンになっていない形だと思うのです。だから、入札に当たっての技術点の評価項目として設定して、それを国がこれで十分な提案なのかということの評価していく仕組みにしたほ

うがよりオープンになって、より多くの事業者を育てていくことにもつながるということだと思いますので、情報としてなるべくオープンに出していくような仕組みづくりとして技術点の評価の加点項目ということにしていく方向が望ましいのではないかと思います。

○井熊副主査 この前、御指摘させていただいたようなことは逢見先生も言われたように反映されているのですが、あとは、入札の事前説明会などをいかに成功裏に進めるかということで、このようなときに、私も経験があるのですけれども、閉じられていたところの入札で多くの人に参加してもらうためには、まず、国交省さんとして競争促進を期待しているというか、進める意思があるということを表示することが大変重要なのだろうなと思っていて、まずは、多くの人に事前説明会に来ていただく。来ていただいたら、そこでそういう御意志を表示される。新規参入者に対しては、先ほども逢見先生に御指摘いただいた、ちゃんと指導も含めてやるのだという姿勢の表明を、それはどういう手法かというのがあるのですが、ぜひやっていただきたいと思います。やはりどうしても先入観として、あそこはまたあの会社だからと民間企業は大体思っていると思うのです。

○小林主査 そうですね。

○尾花副主査 1点、先ほども他の委員がおっしゃったことですが、周知の方法として、公告前に説明会をやるということはお考えでしょうか。

○鏡課長 今まではやっておりませんでしたけれども、前回の審議でも御提案をいただいたところでありまして、実際にどれぐらいの会社が集まるのか、それはよくわかりませんが、ぜひ入札公告前に改めてこういう説明会は、今回はやってみたいと思っております。そこで、今、井熊副主査のおっしゃったようなところは御説明したいと思いますが、新規参入者へ国として指導していくというの、直ちに今、具体的にしていこうという案を必ずしも持ち得ていませんが、そういった質問も受け付けるとか、そういったことを含めて考えていけるのではないかと思います。ただ、入札公告から実際に参加をするのに2週間ぐらいの時間しかないので、今回直ちにそれが効果的になるかどうかはちょっと不明ですけれども、ぜひ今回は入札公告前にそういった説明会といったものを開催したいと思っております。

○井熊副主査 公告から入札までの期間を延ばすのか、その前の事前のところでも十分な説明を行うのかという、それは方法論としてあると思うのですが、いずれにしても、新規参入者でやったことのない人がいるのであれば、十分な理解と、自分も参加できるのだという認識を得てもらうために、かなり十二分だと思われる期間は確保してほしいと思います。

○坂上調査官 ことしについては今から変更できないのですけれども、そもそも小委員会から、準備期間を長くとるため契約を少し早くできないかという御指摘を受けて、最低の期間で周知、公告をさせていただいております。ちょっと段どりとしてもう少し長いスパンの周知をやるとすれば、もう少し早目のトリガーをいただくことになるのかと思います。

○逢見専門委員　そういう意味では、前倒しをやりやすくするためには、ゼロ国債を設定して、年度をまたぐ前から十分な準備期間を提供することも可能で、国土交通省のほかのものでもそういう投げかけをしているものがあるのですけれども、今回はもちろん間に合いませんが、また一者応札が続くようなことになれば、やはり不透明感が残るわけです。それはやはり、この契約の透明性を確保するためのいろいろな対策は考えなければいけないと思いますので、これは今後の検討としてそういうこともあり得る。知恵としてそういうものも出せるのではないかということをお願いしておきたいと思います。

○鏡課長　ただ、直ちに、適切な回答かどうかわかりませんが、ゼロ国債というと、業務をする前年度からそういう準備をやりましょうという契約だと思いますが、その契約を結ぶ時点ではそういう体制がとられていることが確実ではないわけなので、そこは非常に懸念されるころだと思います。本当にそのような専門的知識を持った人を所用の人数だけ本当に確保できるのかというものをどのように担保した上で契約ができるのか。予算措置がそもそもできるのかということはもちろんあると思いますが、そういう問題は懸念するころだと思います。

○井熊副主査　入札公告は資格審査の書類を提出するというので、2週間ぐらいしかないのですね。ここがどうでしょうね。この間で判断しなければいけないわけですね。

事前の説明会をやるとしたらいつごろになるのですか。

○坂上調査官　12月の頭を考えております。7日ぐらいから公告に入りますので、その4、5日前に開催しようと考えております。

○井熊副主査　継続的な改善ということを考えるのであれば、今年度は事前の説明の期間も、もう既に11月半ばになっていますし、できることに限りはあると思うのですけれども、やはりしかるべき業者さんにきちんと周知をして、それで来ていただいて、先ほど申し上げたような国土交通省さんの姿勢を表明していただいて、それで、その後きちんとフォローの、出なかった人へのヒアリングとかということも含めて、改善を重ねていくためのアクションとデータ収集もちゃんとやっていくことをすべきかなと思います。

○坂上調査官　御指摘いただいた部分のとりかかりとして、12月初旬に事前の説明会を、これは本省でやるのか、地方局でやるのかまたはっきりしていませんけれども、開催をして、その次に準備期間としての期間の延長、それと、以前に御指摘を受けた、契約を早くして、次の契約者が事前の準備ができるようにということで、ちょっと長くっておりますけれども、それとの兼ね合いで、どれだけ長く事前に公告ができるのかというところの検討はしてまいりたいと思います。

○井熊副主査　実施期間を3年から5年にするとかということはあるのでしょうか。

○坂上調査官　今、やっと2年を次の春から3年にとということなので、3年の評価が終わって、問題がなければ5年へということとは考えなくもないですけれども、一定の期間、やはり評価をしたほうがよいと思っています。

○井熊副主査　将来的には国土交通省さんとして、今回問題がなければ、もっとそれを5

年とかに延ばしていくという御意向ですか。

○坂上調査官 それも今、一概に言えないのは、保守業務はいつまでも膨らんでいく、固定して人数が決まっていくようなものでもないと思っております、どんどんこれからは保守のニーズも減っていく可能性もあると考えております。したがって、めどがつかないときに5年とかと延ばしていても、一定程度ふやして、20人雇いましたとあって、4年目に10人になるという契約がきっとできないと思いますので、それは安定した期間を目安に決めていったほうが双方のためではないかなと考えております。

○小林主査 でも、今、委員から指摘があったように、とにかく一者応札を是正というか、改善していく必要があるということですね。だから、そのためにまず、周知徹底を図って、公告前の事前説明も今回やっていただくということで、その中でいらしていただけた業者の方について、もし入札に参加いただけなかった場合には、どうしてなのかということも十分聞いていただいて、分析していただくことは十分必要だと思います。

あと、スケジュールを、ことしはやむを得ないのですけれども、12月上旬だけ、12月下旬でというようなことだと、業者にとっては非常にタイトです。新規参入しようと思っている人たちにとっては一層タイトになってしまうので、それだけ努力したけれども、やはりだめでしたという結果になるのは避けたいと業者のほうも思うのでしょうから、日程については、考慮していただかないといけないと思います。事前の周知の努力と同時に、入札公告以降の契約に至るまでのスケジュールも一定の余裕を見ながら事業者に参加しやすくしていただく努力をしていただく必要があると思います。

その関連で、ゼロ国債といいますか、国庫債務負担行為の件も検討いただきたいと思うのです。そうしないと、業者のほうで、安定的に落札したいといいますか、業者のほうとしてはなるべくリスクをとりたくないと思って、リスクを回避した結果として、一者応札になってしまうということが非常に危惧されるので、そのリスクの部分というか、不安の部分なるべく取り除いていただく努力は必要だと思うのです。

だから、やはりそういったことを十分検討いただいて、今後に向けて、先ほど5年が無理か、3年が適切なのかということもあるかもしれませんが、検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最初の御指摘のところにもあるとおり、ある一定の限られたところにノウハウが蓄積してしまっている状況はなるべくなくしていただいて、なるべくオープンに評価していただく仕組みにしていきたいということとあわせてお願ひしたいと思っております。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、「航空交通管制機器等保守業務」の実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○小林主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会の審議

をおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要綱（案）の取り扱いや管理委員会の報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林主査 ありがとうございます。

今後、実施要綱（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員に結果を送付させていただきます。

国土交通省におかれましては、今までのやり方ではなくて、少しずつ改善をしていく努力を重ねていただきたいと思いますので、ぜひ前向きにといたしますか、積極的に競争を促進して、競争がない一者という状況を乗り越えていただきますように、よろしくお願いします。公告前の事前の説明についてもよろしくお願いします。その状況等についても、また委員会のほうにお知らせいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日は、ありがとうございました。